

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年7月12日

【中間会計期間】 第4期中(自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)

【会社名】 株式会社アークコア

【英訳名】 Ark Core, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 正 渡 康 弘

【本店の所在の場所】 東京都大田区西馬込一丁目2番8号

【電話番号】 03(5746)2217(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 土 屋 勉

【最寄りの連絡場所】 東京都大田区西馬込一丁目2番8号

【電話番号】 03(5746)2217(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 土 屋 勉

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目3番17号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間	自 平成16年 11月1日 至 平成17年 4月30日	自 平成17年 11月1日 至 平成18年 4月30日	自 平成18年 11月1日 至 平成19年 4月30日	自 平成16年 11月1日 至 平成17年 10月31日	自 平成17年 11月1日 至 平成18年 10月31日
売上高 (千円)	1,139,599	1,339,403	1,413,373	2,643,199	2,719,456
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	31,969	△118,502	△64,644	80,843	△267,401
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失(△) (千円)	18,256	△71,557	△65,580	43,179	△273,549
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	38,500	110,325	110,325	110,325	110,325
発行済株式総数 (株)	11,400	12,700	12,700	12,700	12,700
純資産額 (千円)	130,097	274,822	7,250	346,380	72,831
総資産額 (千円)	363,681	454,246	664,087	454,894	465,800
1株当たり純資産額 (円)	11,412.11	21,639.59	570.90	27,274.06	5,734.73
1株当たり中間(当期) 純利益又は1株当たり 中間(当期)純損失(△) (円)	1,601.45	△5,634.48	△5,163.84	3,732.83	△21,539.33
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—	3,691.36	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	35.8	60.5	1.1	76.1	15.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	9,520	△82,084	2,735	10,483	△264,249
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△19,596	△33,846	△14,956	△47,645	△62,176
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	66,580	80,000	242,220	79,930	310,000
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	215,963	166,297	415,801	202,228	185,802
従業員数 (外、平均臨時従業者数) (名)	53	67	67(7)	60	74(10)

(注) 1 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため記載しておりません。

4 第2期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社の株式は第2期中においては非上場であり、期中平均株価が算定できませんので記載しておりません。

第3期中、第4期中及び第3期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、新株予約権の残高はありますが、1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

平成19年4月30日現在

従業員数(人)	67(7)
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は、年間の平均人員を( ) 外数で記載しております。

### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、企業収益が好調に推移していることを背景として、設備投資が増加し、雇用情勢が改善されてきている一方、個人消費は概ね横ばいで推移しております。

バイク業界におきましては、社団法人日本自動車工業会によりますと、平成18年12月現在の小型二輪車(排気量251cc以上)の保有台数は147.4万台で前年同月比2.6万台の増加、軽二輪車(排気量126cc以上250cc以下)の保有台数は196.4万台で前年同月比4.3万台の増加となっており、中古バイクとして比較的再販価値の高い大排気量のカテゴリに関しては、緩やかに中古バイク流通台数が増加しております。

当社におきましては、従前より費用対効果の高いプロモーションツールとしてインターネットを利用した営業戦略を策定し、リスティング広告やS E O (Search Engine Optimization:検索エンジン最適化)等を利用した広告宣伝を行ってまいりました。

また、ラジオCMを各店舗の拠点及びその周辺地域にて実施することで、実店舗とマスメディアの相乗効果による「Motosonic(モトソニック)」ブランドの認知度向上に努めております。

店舗戦略としましては、平成18年11月に埼玉県さいたま市及び神奈川県横浜市に「Motosonic(モトソニック)」店舗と「アップガレージライダーズ」店舗の併設店舗を出店し、京都府京都市には「Motosonic(モトソニック)」店舗を出店しております。これにより「Motosonic(モトソニック)」13店舗と「アップガレージライダーズ」2店舗となっております。

また、平成19年2月よりモトソニック練馬店において、「モトソニック Direct (モトソニックダイレクト)」を開始し、一般消費者向け中古バイク販売への取り組みを始めております。

以上の結果、販売台数は6,589台で前年同期比5.5%増となり、売上高も増加しましたが、上半期、特に第1四半期においては季節的な要因として中古バイクの流通台数が減少すること、及びプロモーション活動への資金投下による影響で営業損失を計上しております。

当中間会計期間における売上高は1,413,373千円(前年同期比5.5%増)、営業損失は61,185千円(前年同期は同118,643千円)、経常損失は64,644千円(前年同期は同118,502千円)、中間純損失は65,580千円(前年同期は同71,557千円)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末の現金及び現金同等物は415,801千円(前期末比229,999千円増)となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は2,735千円(前年同期は使用した資金82,084千円)となりました。税引前中間純損失64,665千円を計上いたしましたが、たな卸資産の減少による増加額25,369千円、法人税、消費税等の還付による増加額26,666千円及び未払金の増加による増加額3,259千円他によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は14,956千円(前年同期は同33,846千円)となりました。これは出店に伴う有形固定資産の取得及び差入保証金の支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により得られたキャッシュ・フローは242,220千円(前年同期は同80,000千円)となりました。これは銀行からの借入金によるものであります。

以上により、現金及び現金同等物は415,801千円となりました。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 商品仕入実績

当中間会計期間における仕入実績は次のとおりであります。

区分	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)		
	仕入高(千円)	割合(%)	前年同期比(%)
中古バイク	840,299	99.1	96.0
部品その他	8,050	0.9	209.8
合計	848,349	100.0	96.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 販売実績

当社は中古バイクの買取り、販売という一事業を営んでおり、事業部門、品目区分はありません。

当社における形態別販売実績を示すと次のとおりであります。

区分	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)		
	販売高(千円)	割合(%)	前年同期比(%)
オークション	1,256,006	88.9	99.9
直接販売その他	157,366	11.1	192.0
合計	1,413,373	100.0	105.5

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 前中間会計期間及び当中間会計期間の主要な販売先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
㈱ビーディーエス	1,256,802	93.8	1,192,022	84.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

**3 【対処すべき課題】**

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

**4 【経営上の重要な契約等】**

当中間会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

**5 【研究開発活動】**

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、業容拡大のため、以下のとおり新規出店を行っております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(単位：千円)			従業員数 (名)
		建物附属設備 及び構築物	その他	合計	
京都店 (京都府京都市上 京区)	関西地域買取拠点	3,692	102	3,795	1
横浜上星川店 (神奈川県横浜市 保土ヶ谷区)	関東地域買取拠点	3,610	102	3,713	1

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具及び備品であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,800
計	50,800

##### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年4月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年7月12日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	12,700	12,700	名古屋証券取引所 (セントレックス)	(注)
計	12,700	12,700	—	—

(注) 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(平成16年12月28日定時株主総会決議)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の数(個)	214(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	214(注)2、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	79,000(注)4	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年1月1日 至 平成26年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 79,000 資本組入額 39,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、担保権の設定及び質入等一切の処分を行うことができない	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会における新株発行予定数から退職等による権利消滅分を減じた数となります。

3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行います。

4 新株予約権1個当たりの払込をすべき金額は、次により決定される1株当たりの払込価額(以下、「行使価額」という。)に新株予約権1個につき割当てられる株式数を乗じた金額とします。

当初の行使価額は1株につき金79,000円とします。

なお、当社が行使価額を下回る払込価額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込価額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の行使価額の調整を行います。

5 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要します。
- ② 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要します。
- ③ 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より1年が経過するまでは権利を行使できません。

④ その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する契約に定めるところによります。

第2回新株予約権(平成18年1月27日定時株主総会決議)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の数(個)	141 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	141 (注) 2、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	202,043 (注) 4	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年2月1日 至 平成27年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 202,043 資本組入額 101,022	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、担保権の設定及び質入等一切の処分を行うことができない	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

- 2 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会における新株発行予定数から退職等による権利消滅分を減じた数となります。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行います。

- 4 新株予約権1個当たりの払込をすべき金額は、次により決定される1株当たりの払込価額(以下、「行使価額」という。)に新株予約権1個につき割当てられる株式数を乗じた金額とします。

当初の行使価額は1株につき金202,043円とします。

なお、当社が行使価額を下回る払込価額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込価額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の行使価額の調整を行います。

- 5 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要します。
- ② 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要します。
- ③ その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する契約に定めるところによります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月30日	—	12,700	—	110,325	—	138,035

## (5) 【大株主の状況】

平成19年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
正渡 康弘	東京都大田区	6,480	51.0
投資事業組合GV-I	東京都千代田区内幸町1丁目1-1	1,365	10.7
小島 誠治	東京都練馬区	620	4.9
グローバル・ブレイン株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1-1	575	4.5
金森 真佐樹	東京都江東区	540	4.3
山田 浩司	千葉県柏市	423	3.3
斉藤 文男	東京都中央区	400	3.1
aico. TV株式会社	東京都中央区日本橋茅場町2丁目17-5	111	0.9
大山 茂	埼玉県川越市	108	0.9
有限会社プログラアソシエイツ	埼玉県さいたま市大宮区下町2丁目18	100	0.8
計	—	10,722	84.4

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,700	12,700	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	12,700	—	—
総株主の議決権	—	12,700	—

② 【自己株式等】

平成19年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## 2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年11月	12月	平成19年1月	2月	3月	4月
最高(円)	95,000	85,000	84,900	87,000	87,000	80,000
最低(円)	85,000	65,000	66,000	80,000	76,000	73,800

(注) 株価は、名古屋証券取引所セントレックス市場におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成17年11月1日から平成18年4月30日まで）は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成18年11月1日から平成19年4月30日まで）は改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成17年11月1日から平成18年4月30日まで）の中間財務諸表について、中央青山監査法人により中間監査を受けており、当中間会計期間（平成18年11月1日から平成19年4月30日まで）の中間財務諸表について、みずほ監査法人により中間監査を受けております。

なお、中央青山監査法人は、平成18年9月1日に名称を変更し、みずほ監査法人となっております。

### 3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。



1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年4月30日)		当中間会計期間末 (平成19年4月30日)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成18年10月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		166,297		415,801		185,802	
2 売掛金		28,491		29,239		17,596	
3 たな卸資産		61,085		38,718		64,088	
4 その他	※2	15,958		17,936		48,245	
流動資産合計		271,832	59.8	501,696	75.5	315,733	67.8
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1						
(1) 建物附属設備		66,194		67,536		68,731	
(2) 構築物		31,399		35,440		35,009	
(3) その他		5,796		5,919		5,753	
有形固定資産合計		103,390		108,897		109,494	
2 無形固定資産		1,329		14,331		1,080	
3 投資その他の資産							
(1) 差入保証金		27,651		39,076		39,437	
(2) 繰延税金資産		49,992		—		—	
(3) その他		50		85		55	
投資その他の資産合計		77,693		39,161		39,492	
固定資産合計		182,413	40.2	162,391	24.5	150,067	32.2
資産合計		454,246	100.0	664,087	100.0	465,800	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年4月30日)		当中間会計期間末 (平成19年4月30日)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成18年10月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金		1,979		332		—	
2 短期借入金		80,000		380,000		310,000	
3 一年以内返済予定 の長期借入金		—		72,228		—	
4 未払金		61,961		66,238		54,498	
5 未払法人税等		1,884		1,890		1,349	
6 その他	※2	33,598		36,156		27,121	
流動負債合計		179,423	39.5	556,845	83.8	392,969	84.4
II 固定負債							
1 長期借入金		—		99,992		—	
固定負債合計		—	—	99,992	15.1	—	—
負債合計		179,423	39.5	656,837	98.9	392,969	84.4
(資本の部)							
I 資本金		110,325	24.3	—	—	—	—
II 資本剰余金							
1 資本準備金		138,035		—		—	
資本剰余金合計		138,035	30.4	—	—	—	—
III 利益剰余金							
1 中間未処分利益		26,462		—		—	
利益剰余金合計		26,462	5.8	—	—	—	—
資本合計		274,822	60.5	—	—	—	—
負債資本合計		454,246	100.0	—	—	—	—

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年4月30日)		当中間会計期間末 (平成19年4月30日)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成18年10月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		—	—	110,325	16.6	110,325	23.7
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		—	—	138,035	—	138,035	—
資本剰余金合計		—	—	138,035	20.8	138,035	29.6
3 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		—	—	△241,109	—	△175,528	—
利益剰余金合計		—	—	△241,109	△36.3	△175,528	△37.7
株主資本合計		—	—	7,250	1.1	72,831	15.6
純資産合計		—	—	7,250	1.1	72,831	15.6
負債純資産合計		—	—	664,087	100.0	465,800	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
I 売上高		1,339,403	100.0	1,413,373	100.0	2,719,456	100.0
II 売上原価		851,240	63.6	873,521	61.8	1,770,708	65.1
売上総利益		488,163	36.4	539,851	38.2	948,748	34.9
III 販売費及び一般管理費	※2	606,807	45.3	601,036	42.5	1,215,035	44.7
営業損失		118,643	△8.9	61,185	△4.3	266,286	△9.8
IV 営業外収益		666	0.1	1,149	0.0	1,145	0.1
V 営業外費用	※1	524	0.0	4,609	0.3	2,260	0.1
経常損失		118,502	△8.8	64,644	△4.6	267,401	△9.8
VI 特別利益		65	0.0	—	—	65	0.0
VII 特別損失		—	—	20	0.0	1,360	0.1
税引前中間(当期) 純損失		118,436	△8.8	64,665	△4.6	268,696	△9.9
法人税、住民税 及び事業税		1,220		915		2,478	
法人税等調整額		△48,099	△46,878	△3.5	—	915	0.0
中間(当期) 純損失		71,557	△5.3	65,580	△4.6	273,549	△10.1
前期繰越利益		98,020		—		—	
中間未処分利益		26,462		—		—	

③ 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成18年10月31日残高(千円)	110,325	138,035	△175,528	72,831	72,831
事業年度中の変動額					
中間純損失(千円)			△65,580	△65,580	△65,580
事業年度中の変動額合計(千円)			△65,580	△65,580	△65,580
平成19年4月30日残高(千円)	110,325	138,035	△241,109	7,250	7,250

前事業年度(自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成17年10月31日残高(千円)	110,325	138,035	98,020	346,380	346,380
事業年度中の変動額					
当期純損失(千円)			△273,549	△273,549	△273,549
事業年度中の変動額合計(千円)			△273,549	△273,549	△273,549
平成18年10月31日残高(千円)	110,325	138,035	△175,528	72,831	72,831

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度の要約キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間(当期)純損失		△118,436	△64,665	△268,696
減価償却費		9,551	10,494	21,015
支払利息		418	4,496	2,142
有形固定資産売却益		—	—	△65
有形固定資産売却損		—	20	—
有形固定資産除却損		—	—	1,360
売上債権の増減額(△は増加)		31,804	△11,643	42,699
たな卸資産の増減額(△は増加)		△28,447	25,369	△31,449
仕入債務の増減額(△は減少)		△915	332	△2,895
その他流動資産の増減額(△は増加)		5,472	30,552	△10,821
その他流動負債の増減額(△は減少)		34,120	11,680	18,363
その他		675	1,608	1,622
小計		△65,757	8,247	△226,723
利息の支払額		△455	△4,126	△2,296
法人税等の支払額		△15,872	△1,384	△35,229
営業活動による キャッシュ・フロー		△82,084	2,735	△264,249
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△32,751	△14,759	△49,193
有形固定資産の売却による収入		285	70	285
無形固定資産の取得による支出		△151	—	△151
差入保証金の差入による支出		△1,705	△806	△15,251
差入保証金の返戻による収入		476	569	2,139
その他		—	△30	△5
投資活動による キャッシュ・フロー		△33,846	△14,956	△62,176
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入れによる収入		130,000	100,000	560,000
短期借入金の返済による支出		△50,000	△30,000	△250,000
長期借入れによる収入		—	200,000	—
長期借入金の返済による支出		—	△27,780	—
財務活動による キャッシュ・フロー		80,000	242,220	310,000
IV 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△35,931	229,999	△16,425
V 現金及び現金同等物の期首残高		202,228	185,802	202,228
VI 現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高		166,297	415,801	185,802

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	1 資産の評価基準及び評価方法	1 資産の評価基準及び評価方法

<p>たな卸資産</p> <p>①商品 個別法による原価法によって おります。</p> <p>②貯蔵品 最終仕入原価法による原価法 によっております。</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。</p> <p>3 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引について は、通常の賃貸借取引に係る方法 に準じた会計処理によっておりま す。</p> <p>4 中間キャッシュ・フロー計算書 における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な 預金及び容易に換金可能であり、 かつ、価値の変動について僅少な リスクしか負わない取得日から3 ヶ月以内に償還期限の到来する短 期投資からなっております。</p> <p>5 その他中間財務諸表作成のため の基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処 理は税抜方式によっております。</p>	<p>たな卸資産</p> <p>①商品 同左</p> <p>②貯蔵品 同左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>3 リース取引の処理方法 同左</p> <p>4 中間キャッシュ・フロー計算書 における資金の範囲 同左</p> <p>5 その他中間財務諸表作成のため の基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>たな卸資産</p> <p>①商品 同左</p> <p>②貯蔵品 同左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>3 リース取引の処理方法 同左</p> <p>4 キャッシュ・フロー計算書にお ける資金の範囲 同左</p> <p>5 その他財務諸表作成のための基 本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
---	--	--



中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>従来の「資本の部」の合計に相当する金額は72,831千円であります。なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における純資産の部の表示については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)</p>
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>前中間会計期間において、固定資産の「その他」に含めていた「構築物」は、資産総額の100分の5を超えたため、当中間会計期間より区分掲記することとしました。なお、前中間会計期間の固定資産の「その他」に含まれる「構築物」は9,071千円であります。</p> <p>投資その他の資産に含めていた「差入保証金」は、資産総額の100分の5を超えたため、当中間会計期間より区分掲記することとしました。なお、前中間会計期間の投資その他の資産の「その他」に含まれる「差入保証金」は16,998千円であります。</p> <p>投資その他の資産に含めていた「繰延税金資産」は、資産総額の100分の5を超えたため、当中間会計期間より区分掲記することとしました。なお、前中間会計期間の投資その他の資産の「その他」に含まれる「繰延税金資産」は717千円であります。</p>	<p>—</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年4月30日)	当中間会計期間末 (平成19年4月30日)	前事業年度末 (平成18年10月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 29,480千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 49,279千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 40,042千円
※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産のその他に含めて表示しております。	※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債のその他に含めて表示しております。	—

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
※1 営業外費用の主要項目 支払利息 418千円	※1 営業外費用の主要項目 支払利息 4,496千円	※1 営業外費用の主要項目 支払利息 2,142千円
※2 減価償却実施額 有形固定資産 9,329千円 無形固定資産 222千円	※2 減価償却実施額 有形固定資産 9,846千円 無形固定資産 648千円	※2 減価償却実施額 有形固定資産 20,544千円 無形固定資産 471千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	12,700	—	—	12,700

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	12,700	—	—	12,700

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係	現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と貸 借対照表に掲記されている科目の金 額との関係
現金及び預金 166,297千円	現金及び預金 415,801千円	現金及び預金 185,802千円
現金及び現金同等物 166,297千円	現金及び現金同等物 415,801千円	現金及び現金同等物 185,802千円

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)																																																																																								
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両及び運搬具</td> <td>40,606</td> <td>13,959</td> <td>26,646</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>40,606</td> <td>13,959</td> <td>26,646</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>一年以内</td> <td>13,547千円</td> </tr> <tr> <td>一年超</td> <td>13,738千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>27,286千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>7,302千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>6,767千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>777千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法は利息法によっております。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	車両及び運搬具	40,606	13,959	26,646	計	40,606	13,959	26,646	一年以内	13,547千円	一年超	13,738千円	合計	27,286千円	支払リース料	7,302千円	減価償却費相当額	6,767千円	支払利息相当額	777千円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両及び運搬具</td> <td>35,000</td> <td>22,823</td> <td>12,176</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>35,000</td> <td>22,823</td> <td>12,176</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>一年以内</td> <td>10,783千円</td> </tr> <tr> <td>一年超</td> <td>1,961千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12,745千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>5,286千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>4,899千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>357千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法は利息法によっております。</p> <p>2 オペレーティングリース取引 (借主側)</p> <table> <tbody> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一年以内</td> <td>7,660千円</td> </tr> <tr> <td>一年超</td> <td>13,292千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20,953千円</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	車両及び運搬具	35,000	22,823	12,176	計	35,000	22,823	12,176	一年以内	10,783千円	一年超	1,961千円	合計	12,745千円	支払リース料	5,286千円	減価償却費相当額	4,899千円	支払利息相当額	357千円	未経過リース料		一年以内	7,660千円	一年超	13,292千円	合計	20,953千円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両及び運搬具</td> <td>40,606</td> <td>20,311</td> <td>20,294</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>40,606</td> <td>20,311</td> <td>20,294</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>一年以内</td> <td>13,868千円</td> </tr> <tr> <td>一年超</td> <td>7,135千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,004千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>14,604千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>13,535千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>1,410千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法は利息法によっております。</p> <p>2 オペレーティングリース取引 (借主側)</p> <table> <tbody> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一年以内</td> <td>1,970千円</td> </tr> <tr> <td>一年超</td> <td>3,612千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,582千円</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	車両及び運搬具	40,606	20,311	20,294	計	40,606	20,311	20,294	一年以内	13,868千円	一年超	7,135千円	合計	21,004千円	支払リース料	14,604千円	減価償却費相当額	13,535千円	支払利息相当額	1,410千円	未経過リース料		一年以内	1,970千円	一年超	3,612千円	合計	5,582千円
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																																																							
車両及び運搬具	40,606	13,959	26,646																																																																																							
計	40,606	13,959	26,646																																																																																							
一年以内	13,547千円																																																																																									
一年超	13,738千円																																																																																									
合計	27,286千円																																																																																									
支払リース料	7,302千円																																																																																									
減価償却費相当額	6,767千円																																																																																									
支払利息相当額	777千円																																																																																									
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																																																							
車両及び運搬具	35,000	22,823	12,176																																																																																							
計	35,000	22,823	12,176																																																																																							
一年以内	10,783千円																																																																																									
一年超	1,961千円																																																																																									
合計	12,745千円																																																																																									
支払リース料	5,286千円																																																																																									
減価償却費相当額	4,899千円																																																																																									
支払利息相当額	357千円																																																																																									
未経過リース料																																																																																										
一年以内	7,660千円																																																																																									
一年超	13,292千円																																																																																									
合計	20,953千円																																																																																									
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																																																							
車両及び運搬具	40,606	20,311	20,294																																																																																							
計	40,606	20,311	20,294																																																																																							
一年以内	13,868千円																																																																																									
一年超	7,135千円																																																																																									
合計	21,004千円																																																																																									
支払リース料	14,604千円																																																																																									
減価償却費相当額	13,535千円																																																																																									
支払利息相当額	1,410千円																																																																																									
未経過リース料																																																																																										
一年以内	1,970千円																																																																																									
一年超	3,612千円																																																																																									
合計	5,582千円																																																																																									

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成18年4月30日)	当中間会計期間末 (平成19年4月30日)	前事業年度 (平成18年10月31日)
有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。	同左	同左

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間末 (平成18年4月30日)	当中間会計期間末 (平成19年4月30日)	前事業年度末 (平成18年10月31日)
デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。	同左	同左

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間(自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)

ストック・オプション等を付与していませんので、該当事項はありません。

前事業年度(自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

1 スtock・オプションの内容

	平成16年12月28日定時株主総会決議	平成18年1月27日定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社監査役2名、従業員51名	当社従業員51名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 290株	普通株式 187株
付与日	平成16年12月29日	平成18年2月13日
権利確定条件	<p>① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。</p> <p>② 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。</p> <p>③ 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より1年が経過するまでは権利を行使できない。</p> <p>④ その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。</p> <p>② 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、従業員の定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合には、この限りでない。</p> <p>③ その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	平成16年12月29日から 平成18年12月31日まで	平成18年2月1日から 平成20年1月31日まで
権利行使期間	平成19年1月1日から 平成26年11月30日まで	平成20年2月1日から 平成27年1月31日まで

2 スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	平成16年12月28日定時株主総会決議	平成18年1月27日定時株主総会決議
権利確定前(株)		
前事業年度末	247	—
付与	—	187
失効	24	37
未確定残	223	150

② 単価情報

	平成16年12月28日定時株主総会決議	平成18年1月27日定時株主総会決議
権利行使価格(円)	79,000	202,043
行使時平均株価(円)	—	—
公正な評価単価(付与日)(円)	—	—

(持分法損益等)

前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
当社には、関連会社がないため、該 当事項はありません。	同左	同左



## (1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
1株当たり純資産額 21,639円59銭	1株当たり純資産額 570円90銭	1株当たり純資産額 5,734円73銭
1株当たり中間純損失 5,634円48銭	1株当たり中間純損失 5,163円84銭	1株当たり当期純損失 金額 21,539円33 銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高はありますが、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高はありますが、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 算定上の基礎

## 1株当たり中間(当期)純損失金額

項目	前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
1株当たり中間(当期)純損失金額			
中間損益計算書上の中間(当期)純損失(△)(千円)	△71,557	△65,580	△273,549
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純損失(△)(千円)	△71,557	△65,580	△273,549
普通株式の期中平均株式数(株)	12,700	12,700	12,700
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額(千円)			
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株)			
新株予約権	—	—	—
普通株式増加数(株)	—	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権 (平成16年12月28日 定時株主総会決議) 新株予約権の数 232個(232株)	第1回新株予約権 (平成16年12月28日 定時株主総会決議) 新株予約権の数 214個(214株)	第1回新株予約権 (平成16年12月28日 定時株主総会決議) 新株予約権の数 223個(223株)
	第2回新株予約権 (平成18年1月27日 定時株主総会決議) 新株予約権の数 182個(182株)	第2回新株予約権 (平成18年1月27日 定時株主総会決議) 新株予約権の数 141個(141株)	第2回新株予約権 (平成18年1月27日 定時株主総会決議) 新株予約権の数 150個(150株)

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません	該当事項はありません

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第3期(自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)平成19年1月25日関東財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年7月20日

株式会社 アークコア  
取締役会 御中

## 中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 田中 達美  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石井 誠  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アークコアの平成17年11月1日から平成18年10月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（平成17年11月1日から平成18年4月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アークコアの平成18年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年11月1日から平成18年4月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年7月10日

株式会社 アークコア  
取締役会 御中

## みすず監査法人

指定社員 公認会計士 菅原隆志  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田中達美  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アークコアの平成18年11月1日から平成19年10月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成18年11月1日から平成19年4月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アークコアの平成19年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年11月1日から平成19年4月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。